

# 令和6年度税制改正(県税関係)



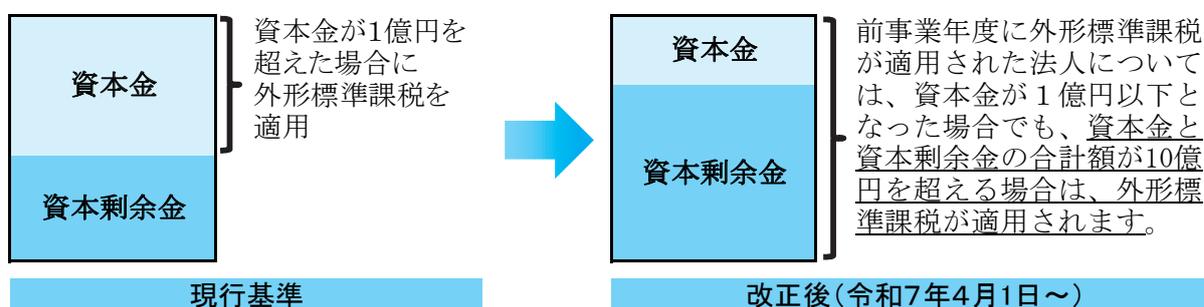
令和6年度税制改正による県税に関する改正事項のうち、主なものは次のとおりです。

## 法人事業税 [令和7年4月1日施行]

### 外形標準課税の適用対象法人の見直し

外形標準課税の対象法人について、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、かつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを、外形標準課税の適用対象法人に加えることとされました。

※ 上記の改正は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、令和6年3月31日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象となります。



法人事業税について、詳しくは24～26ページをご覧ください。

## 不動産取得税 [令和6年4月1日施行]

### 税率の特例・宅地評価土地の特例の延長

次の特例措置が3年間延長されました。(令和9年3月31日まで)

- ・住宅、土地に係る税率を4%から3%に引き下げる特例
- ・宅地評価土地の課税標準額を評価額の2分の1とする特例

不動産取得税について、詳しくは30～33ページをご覧ください。

## 軽油引取税 [令和6年4月1日施行]

### 課税免除の特例措置(免税軽油制度)の延長

一定の用途に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置が3年間延長されました。(令和9年3月31日まで)

ただし、マリンレジャー等に使用する自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)の用に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、令和7年3月31日をもって終了することとされました。

軽油引取税について、詳しくは36～37ページをご覧ください。